

グリーン調達基準書 (Ver.8)

アルバックグループ

Ver.8 2020年8月

はじめに

アルバックグループは、地球環境の保全が人類共通の重要問題のひとつとしてとらえ、あらゆる事業活動の面で、これまでに培った技術と今後開発する技術によって、環境保全の向上と住みよい地球と豊かな社会の発展に貢献します。

具体的には、「環境方針」に明記された

省エネ・省資源・環境保護に貢献できる商品の提供

- 1.製造プロセスにおける省エネ・省資源・環境保護
- 2.商品(装置および構成品)の省エネ・省資源・環境保護

に基づき、商品のライフサイクルにおける環境配慮に心がけ、循環型社会の形成に貢献してまいります。

環境に配慮した商品・サービスの提供において、調達段階での環境負荷の少ない資材の調達、すなわち「グリーン調達」が不可欠となります。昨今、欧州を初めとした世界各国の環境への取り組みに対する法的規制、或いは社会的要請も益々強まってきており、アルバックグループは「グリーン調達」を環境方針達成のための重要な手段として位置付け「グリーン調達基準書」を策定し、環境に配慮した資材調達活動を推進して参ります。

アルバックグループは、グリーン調達が企業の果すべき重要な役割と認識し、取引先様や購入する調達品について環境負荷に関する調査や評価を行っております。なお、この活動は取引先様のご理解なくしては困難であり、取引先様との連携を重視し、更に推進していくためにも、ご理解、ご協力の程宜しくお願いいたします。

本グリーン調達基準書は、今後の法規制や社会動向の変化により改訂させていただくことがありますので、ご了解の程よろしくお願い申し上げます。

目 次

I.	アルバックグループのグリーン調達	3
	1.	目的と適用範囲	
	1-1.	グリーン調達の目的	
	1-2.	グリーン調達の適用範囲	
	2.	アルバックグループの環境管理物質	
II.	取引先へのお願い事項	4
	1.	お取引先(企業)に対するお願い	
	2.	納入品に対するお願い	
	3.	ご提出頂く書類	
	4.	調査協力をお願い	

I. アルバックグループのグリーン調達

1. 目的と適用範囲

1-1. グリーン調達の目的

昨今、欧州を初めとした世界各国の環境への取り組みに対する法的規制、或いは社会的要請が強まっており、環境と調和する事業活動の展開には化学物質が持つリスクに対する予防が不可欠となってきています。

アルバックグループでは、環境に配慮した製品をお客様にお届けするために取引先様から環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達するグリーン調達により、当社が生み出す製品の環境負荷低減を図ることを目的とします。

1-2. グリーン調達の適用範囲

アルバックグループ*では製品を構成する全ての調達品において環境負荷が低減されることを目的に「グリーン調達基準書」を定めました。本基準書はアルバックグループのグリーン調達に関する考え方と取引先様へのお願い事項を明確化しています。本基準書の対象となる調達品は次表の通りとし、これらの調達品を納入する取引先様には本基準書が適用されます。取引先様におかれましては、本基準書の主旨をご理解頂き、アルバックグループのグリーン調達活動への積極的なご協力をお願い致します。

(アルバックグループ*は弊社ホームページをご参照ください。)

品目	定義
直接材料	当社製品中に組み込まれる原料、材料、部品、ユニット
間接材料	当社の製造工程で使用されるガス、薬品、設備(付属部品含む) 但し当社製品には含有されない材料
梱包材	当社製品を出荷する際に梱包に用いるもの (段ボール、テープ、ラベル 等)

2. アルバックグループの環境管理物質

当社で調達管理を行う物質群はアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の提供する chemSHERPA 管理対象物質参照リストに従い、下記に示す法規制に記載された物質を対象とします。

法規制及び業界基準
日本 化審法 第一種特定化学物質
米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act:TSCA) 使用禁止または制限の対象物質(第6条)
EU ELV 指令 2011/37/EU
EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II
EU POPs 規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I
EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorization(認可対象候補物質)および ANNEX XIV(認可対象物質)
EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII(制限対象物質)
(EU) 医療機器規則(MDR)Annex I 10.4 化学物質
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

II.取引先様へのお願い事項

当社ではグリーン調達を行うにあたって以下の事項をお願いしています。

1.お取引先(企業)に対するお願い

- ① 環境マネジメントシステムの導入などを通じた継続的な環境改善の実施
ISO14001 環境マネジメントシステム(EMS)等による環境負荷を継続的に改善する為の体制
- ② 製品含有化学物質管理体制の構築
サプライチェーン全体を通して含有化学物質情報の授受が適切かつ確実にできる体制
(アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の「製品含有化学物質管理ガイドライン」参照)
- ③ 当社からの依頼時に、調達品の品目区分に応じて下記3項に示す書類を当社担当部門へ提出頂きます。

2.納入品に対するお願い

- ① アルバックグループ含有禁止物質の非含有及び使用管理物質の含有状況確認
- ② 製品含有化学物質情報の積極的な開示

3.ご提出頂く書類

	chemSHERPA-AI (または chemSHERPA-CI)	化学物質非含有証明書	SDS	分析試験結果 (IEC62321 等に基づく)
直接材料	○	○	△	△
間接材料	—	○	○	△
梱包材	—	○	○	△

尚、顧客対応等の理由により取引先様に対して分析結果等の書類を追加で提出頂く場合があります。

○:提出を要する書類 △:当社より要求がある場合、提出を要する書類
(但し、○が横列に併記されている場合はいずれかでよい)

4.調査協力をお願い

アルバックグループは、取引先様の環境保全状況ならびに納入いただく調達品の環境リスク物質に関するデータを活用することにより、環境に配慮した製品をお客さまにお届けする取り組みを強化していますので、下記調査へのご協力をお願いします。

調査において弊社の基準を満たさない場合、取引を停止させていただく場合があります。

調査内容	①継続的な環境改善体制 (Ⅱ項 1参照) ②製品含有化学物質管理体制 (Ⅱ項 1参照)
調査対象	すべての取引先 (Ⅰ項 1、1-2参照)
調査方法	当社より配布する評価表
調査頻度	取引開始時 その後は更新時に実施

以上